

新制度 研修開始希望の方々へ

1) 下記の条件が1つでも当てはまる方は「新制度の適用」となります。

- ・2024年度以降に基本学会の専門医を受験(取得)される方
- ・当学会の入会日が2024年4月以降の方
- ・入会日によらず、研修可能な施設での勤務が2024年4月以降である方
- ・当学会の入会日が2024年4月より前で、2023年度以前に基本学会の専門医を取得しており、期日までに旧制度で研修開始手続きをしなかった方（＝現時点で研修が承認されていない方）

2) 研修開始日の設定に関わる要件

- ・日本周産期・新生児医学会 入会日（入会日より前の日付にならない）
- ・基本学会専門医受験(取得)年（受験(取得)年の4月1日より前の日付にならない）
- ・研修施設の認定状況 ※指導医の認定状況も含む
- ・研修施設での勤務状況（研修開始日に設定したい日が休職中である場合（病気療養や、産休・育休、介護休業、留学中など）は勤務再開日以降が研修開始日となる）

▷ 研修開始希望の方へ

研修開始手続きの受付開始の遅延により、研修開始日が本来の日付に遡れなくなることはありません。個人の状況（上記要件）を確認し、最大の研修開始遡り日をご案内します。研修開始手続きの受付が2024年4月時点で可能だった場合として対応します。

すでに新制度の専門医制度規定（新生児領域、母体・胎児領域それぞれ別の規定）はHPに掲載しています。必要経験症例や単位については、ご自身でご確認の上、研修開始手続き前から研修を開始しているつもりで症例・単位の蓄積をお願いいたします。

2024年度（2024/4/1～2025/3/31）に研修開始日を遡るご希望があり、2025年度（2025/4～）に勤務施設を異動された場合には、2024年度に所属していた施設の（旧制度の）指導医および暫定指導医に、自身の新生児専門医/母体・胎児専門医の研修開始希望と専門医資格取得予定についてお伝えしてください。新制度の研修施設区分や統括責任者、指導医の情報はこれから確定するため、旧制度の指導医にお伝えして問題ありません。

2025年度（2025/4/1～2026/3/31）も研修施設に所属し研修を継続している場合や、2025年度に研修開始となる方々についても、同様に自施設の（旧制度の）指導医および暫定指導医に、自身が新制度で専門医取得の意向があることをお伝えください。

どの方も例外なく、ご希望の日付が必ずしも研修開始日として承認されるわけではありません。上記2)の要件によって判断されます。

研修認定施設や指導医の一覧、研修開始手続きについては別途HPへの掲載と一斉メールにてご案内しますので、事務局への直接のお問い合わせは控えください。